

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行期日は令和七

年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすること。